申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>特別の設備等の設置に係る承認</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市民会館条例第１３条
　利用権利者は、会館の使用に当たり、設備等特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>市民会館条例第１６条
　利用権利者は、会館の施設等の利用を終わつたときは、速やかに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第１項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。
２　利用権利者が前項の義務を履行しないときは、管理者において原状に復し、これに要した費用は利用権利者の負担とする。</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>１　「会館の使用に当たり設備等特別の設備をし、又は造作を加えよう」とする場合を例示すると次のとおりである。
⑴　上演に当たり演目に応じて上演団体独自の舞台装置、証明、音響等を必要とする場合
⑵　上演効果を高めるため、布若しくは紙等で非常口表示灯を覆い、ホール内の照度を落とすよう造作をする場合。ただし、照度を落とす程度は、表示灯の所在を確認できる範囲とする。
⑶　演目内容等により狭あいな舞台を拡張するため、既設舞台前面から仮設張出し舞台を設置する場合</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（令和２年４月１日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>総日数　即日～８日</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>